

平成 25 年度の検討課題・スケジュールについて

1 連携会議の開催予定

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
連携会議	7 月 3 日	9 月	1 2 月	3 月

(但し、開催の回数、時期は、社会保障制度改革国民会議の審議結果等を踏まえ上記にかかわらず柔軟に対応する。)

2 検討内容

(1) 広域的な事業運営に関する具体的な施策

- ①被保険者証の交付事務の共通化。(分科会による検討)
- ②その他、広報、収納研修等の内容の見直し、国保データベースの運用開始に伴うデータ収集・分析など事項について、順次取組を進める。

(2) 財政運営の広域化

①保険財政共同安定化事業拡大に関する検討

ア) 所得調整の在り方について検討を行う。

(拠出方法を変更する場合には、支援方針に記載する必要がある。新方針を県報に公示する。(法附則 26 条関係))

②保険財政安定化事業拡大の激変緩和に関する検討

ア) 県調整交付金の配分方法について検討を行う。

(市町村の拠出金の変更を伴うことから、平成 26 年度の市町村国保運営協議会(8 月頃)、翌年度予算の確保(10 月頃)を踏まえた時期までに行う必要がある。)

イ) 激変緩和措置の在り方について検討を行う。

③県内の標準設定

ア) 収納率目標 ⇒ 平成 24 年度以降の収納率を踏まえた見直し。

イ) 赤字解消の目標 ⇒ 市町村等の実態を踏まえて検討する。

a 繰上げ充用の解消

b 赤字(法定外繰入)の解消

ウ) 保険料(税)算定方式の統一 ⇒ 市町村等の実態を踏まえて検討する。

(全体のスケジュールは別添: スケジュール(案)のとおり)